

松江市木造住宅耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成 21 年松江市告示第 37 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 省エネ基準 耐震改修要綱第 2 条第 4 号に規定する省エネ基準をいう。</u></p> <p><u>(4) 耐震改修工事 耐震改修要綱第 2 条第 5 号に規定する耐震改修工事をいう。</u></p> <p><u>(5) 住宅改修工事 耐震改修工事と同時に行う建物の構造部分(耐震改修工事部分を除く。)<u>及び</u>水周り設備(機器等を除く。)</u>の改修工事をいう。</p> <p><u>(補助の対象等)</u></p> <p>第 3 条 補助金の名称、補助金の交付の目的、交付対象建築物、補助対象事業費、補助金<u> </u>の額及び終期は次の表のとおりとし予算の範囲内で交付するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 耐震改修工事 耐震改修要綱第 2 条第 3 号に規定する耐震改修工事をいう。</u></p> <p><u>(4) 住宅改修工事 耐震改修工事と同時に行う建物の構造部分(耐震改修工事部分を除く<u> </u>)と<u> </u>水周り設備(機器等を除く<u> </u>)の改修工事をいう。</u></p> <p><u>(対象建築物等)</u></p> <p>第 3 条 補助金の名称、補助金の交付の目的、交付対象建築物、補助対象事業費、補助金<u>等</u>の額及び終期は次の表のとおりとし予算の範囲内で交付するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p> <p>木造住宅の住宅改修工事に要する経</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>木造住宅の住宅改修工事に要する経</p>

補助金の交付の目的	費に対し補助金を交付することにより、木造住宅の耐震改修を促進し、大地震発生時の住宅の倒壊を防止して、市民の生命を守り__、本市の防災性能を高め安心安全なまちづくりを推進することを目的とする。
交付対象建築物	次に掲げる要件を <u>全て</u> 満たすものとする。 (1) 耐震改修要綱第 3 条に規定する <u>交付対象建築物</u> であること。 (2) 松江市木造住宅耐震改修事業費補助金(以下「耐震改修補助金」という。_____)以外の国又は地方公共団体が負担する補助対象(資金融資あっ旋制度等を含む_)となっていないものであること。
補助対象事業費	交付対象建築物所有者等が交付対象建築物に対して行う住宅改修工事に要する経費とする。
補助金__の額	<u>補助対象事業費の 10 分の 1 以内の額</u> で _____ 700,000 円を上限とし、 <u>1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>
終期	令和 5 年 3 月 31 日

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

補助金の交付の目的	費に対し補助金を交付することにより、木造住宅の耐震改修を促進し、大地震発生時の住宅の倒壊を防止して、市民の生命を守り <u>又</u> 、本市の防災性能を高め安心安全なまちづくりを推進することを目的とする。
交付対象建築物	次に掲げる要件を <u>すべて</u> 満たすものとする__ (1) 耐震改修要綱第 3 条に規定する <u>交付対象建物</u> であること。 (2) 松江市木造住宅耐震改修事業費補助金(____「耐震改修補助金」という。 <u>以下同じ</u>)以外の国又は地方公共団体が負担する補助対象(資金融資あっ旋制度等を含む_)となっていないものであること。
補助対象事業費	交付対象建築物所有者__が交付対象建築物の_____住宅改修工事に要する経費とする。
補助金等__の額	<u>住宅改修工事に要する費用の額に 0.1 を乗じて得た額とし、700,000 円を上限とする</u> _____。
終期	令和 4 年 3 月 31 日

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者__
_____は、_____
_____次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付対象建築物 _____ の案内
図、平面図

(2) 設計図 _____ その他住宅改修
の計画内容を示す図書(補助対象内外工
事の箇所がわかるもの)

(3) 事業に係る費用の明細書の写し(補
助対象内工事費と補助対象外工事費が
別に積算されているもの)

(4) 略

(5) 登記事項証明書等の写しその他の交
付対象建築物の所有者等を確認できる
書類

(6) 申請者が所有者と異なる場合は、所
有者の同意書(市長がやむを得ないと認
めた場合は、この限りでない。)

(7) 暴力団員等該当性の照会に係る同意
書

(8) 略

(9) 提出書類チェックリスト

(実績報告)

第5条 略

(1) 略

(2) _____施工状況写真(施工前・施
工中・施工後)

(3) 省エネ基準に適合することが確認で
きる書類及び写真(建替えの場合に限
る。)

(4) 建築士による適合確認書又は建築基
準法(昭和25年法律第201号)第7条第
5項若しくは第7条の2第5項に規定す

(1) 住宅改修工事を行う建築物の案内
図、平面図

(2) 住宅改修工事計画図その他 _____
_____計画内容を示す図書

(3) 補助対象内外工事費の確認ができる
工事内訳書

(4) 略

(5) 略

(実績報告)

第5条 略

(1) 工事後の建築物についての結果が確
認できるもの

(2) 略

(3) 改修工事の施工状況写真(施工前・施
工中・施工後)

<p><u>る検査済証の写し</u></p> <p>(5) <u>登記完了証その他の交付対象建築物の滅失が確認できる書類の写し(建替えの場合に限る。)</u></p> <p>(6) _____工事請負契約書の写し</p> <p>(7) _____請求書・領収書の写し</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>提出書類チェックリスト</u></p>	<p>(4) <u>住宅改修工事に係る</u>工事請負契約書の写し</p> <p>(5) <u>住宅改修工事に要した費用の</u>請求書・領収書の写し</p> <p>(6) 略</p>
--	--

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。